

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名	文部科学省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続の簡素化		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>個人が公益法人等に現物寄附を行った場合に、みなし譲渡所得税の非課税措置を受けるためには、国税庁長官の承認手続が必要であるが、文部科学大臣所轄法人については、一定の要件を満たす場合に限り、当該承認手続が簡素化され、申請書類の削減、承認期間の大幅な短縮等の特例（以下「本特例」という。）が設けられている。都道府県知事所轄法人についても、文部科学大臣所轄法人と同様の要件を満たす場合には、本特例の対象に含めることとする。</p>		
関係条文	租税特別措置法第40条		
減収見込額	[初年度]（ - ）	[平年度]（ - ）	[改正増減収額]（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>学校法人に対する現物寄附をしやすい環境を整えることにより、個人からの寄附を促進し、学校法人の経営基盤の強化及び私立学校の教育の更なる振興を図る</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>私立学校が建学の精神に基づき多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っていることは、我が国の教育の大きな特徴であり、私立学校の振興は決定的に重要である。</p> <p>近年の少子化等の影響により、各学校法人の経営環境が厳しさを増している中、各学校法人が寄附等の民間資金を自主的・積極的に調達することは喫緊の課題である。</p> <p>現在、都道府県知事所轄学校法人を含め公益法人への現物寄附に関しては、国税庁長官の承認を受けたものについてはみなし譲渡所得税が非課税とされているが、当該承認手続が煩雑であること等が指摘されており、現物寄附の受入の妨げになっていることが懸念されるところである。</p> <p>そこで、手続きの煩雑さを解消し、個人からの学校法人に対する現物寄附を促進するため、本特例の対象を都道府県知事所轄法人へ拡大することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
	ページ	8—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p> <p>教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）-第2期-（抜粋） 基本施策29 私立学校の振興 <u>【主な取組】 29-2 多角的な資金調達の促進</u> 各学校法人における確固とした財政基盤の確立のため、税額控除制度等を活用した私立学校への寄附の促進が図られるよう、寄附税制の普及啓発や、先進事例の紹介等を実施するとともに、学校法人が寄附金収入等の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備する。また、寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲や財源も含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>教育再生実行会議第三次提言「これからの大学教育等の在り方について」（平成25年5月28日） 5. 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する。（抄） ○ 国は、国立大学運営費交付金・施設整備費補助金や私学助成、公立大学への財政措置など財政基盤の確立を図りつつ、基盤的経費について一層メリハリある配分を行う。その際、教育、研究、大学運営、社会活動等の幅広い観点からの教員評価や能力向上など、教員の力を発揮させる改革を行う大学が評価されるような配分を検討する。また、大学等に配分される国の公募型資金について、全学的な共通インフラや教育・研究支援人材確保のための経費（間接経費）を設定し、直接経費を確保しつつ、間接経費比率を30%措置するよう努めるとともに、その効果的な活用を図る。あわせて、<u>教育基盤強化に資する寄附の拡充や民間資金の自主的調達のため、税制面の検討を含めた環境整備を進める。</u></p> <p>教育再生実行会議第八次提言「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」（平成27年7月8日） 3. 教育財源確保のための方策（抄） ○国は、国立大学法人における個人からの寄附に係る所得控除と税額控除の選択制の導入など、<u>寄附金税制の一層の拡充について検討する。</u></p>
	政策の達成目標	個人からの現物寄附を促進し、学校法人の経営基盤の強化及び私立学校における教育活動の活性化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	都道府県知事所轄学校法人を含め公益法人への現物寄附に関しては、国税庁長官の承認を受けたものについてはみなし譲渡所得税が非課税とされているが、当該承認手続きが煩雑であること等が指摘されており、現物寄附の受入の妨げになっていることが懸念される。	
有効性	要望の措置の適用見込み	都道府県知事所轄学校法人 7288 法人
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例の対象を都道府県知事所轄法人へ拡大し、手続きの煩雑さ等を解消することによって、個人からの現物寄附のより積極的な受入れが見込まれる。

	<p>当該要望項目 以外の税制上の 支援措置</p>	<p>【所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除の適用（所得税法第78条） ・一定の要件を満たす学校法人への個人からの寄附金は、税額控除の適用（租税特別措置法第41条の18の3） <p>【法人税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人への法人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置（法人税法第37条）
	<p>予算上の措置等 の要求内容 及び金額</p>	<p>（平成28年度当初予算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校等経常費助成等補助 1,023億円
<p>相当性</p>	<p>上記の予算上の措置等と 要望項目との 関係</p>	<p>学校法人に対しては、①私立学校の教育条件の維持向上、②在籍する学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性の向上を通じ、私立学校の健全な発達に資することを目的として国等による助成が一部行われている。</p> <p>一方で、教育を安定的・継続的に行っていくためには、国等からの助成に加えて、学校法人が自ら多様な財源の確保を図り、財政基盤を強化していくことが重要である。</p> <p>国等による公的支援は法人を直接支援するもの、また、寄附税制は法人に対し寄附を行う国民に税制優遇を行うものとして異なる役割を担うものであり、両者あいまって、各学校法人の健全な経営と安定した教育の提供に資するものとして重要な役割を果たしている。</p> <p>なお、私立学校への補助を規定する私立学校振興助成法においても、国又は地方公共団体による助成の規定と並んで学校法人が寄附金の募集を容易にできるように国又は地方公共団体による税制上の措置を講ずるよう努めることを規定している。</p> <p>私立学校振興助成法（昭和五十年七月十一日法律第六十一号）（抄） （税制上の優遇措置）</p> <p>第十五条 国又は地方公共団体は、私立学校教育の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>そもそも私立学校は、公の性格を有する学校として設置されたものであり、学校法人を解散する場合も残余財産は寄附者に戻されることはなく、教育活動に充てられることとなっており、高い公共性を有するものである。</p> <p>また、その運営についても、収入の大半は学生・生徒からの納付金や寄附金、事業収入によるものであり、地域住民や学生・生徒、卒業生等、社会全体で学校運営は支えられている。</p> <p>さらに、都道府県知事所轄法人も、文部科学大臣所轄法人と同様の会計基準を使用しており、文部科学大臣所轄法人と同様の要件を満たすことは可能である。</p> <p>そこで、本特例の適用により、大学等を設置する文部科学大臣所轄法人に加え、高等学校以下の教育を担う都道府県知事所轄法人についても、寄附の確保・増加に向けた自主努力を支援することは、公教育を担う私立学校の経営基盤の確立を通じ、我が国の教育研究の振興に資するものである。</p>
<p>ページ</p>	<p>8—3</p>	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	そこで、本特例の対象を都道府県知事所轄法人へ拡大することにより、手続きの煩雑さ等を解消することによって、個人からの現物寄附を促進し、学校法人の経営基盤の強化及び私立学校における教育活動の活性化を図る。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規要望